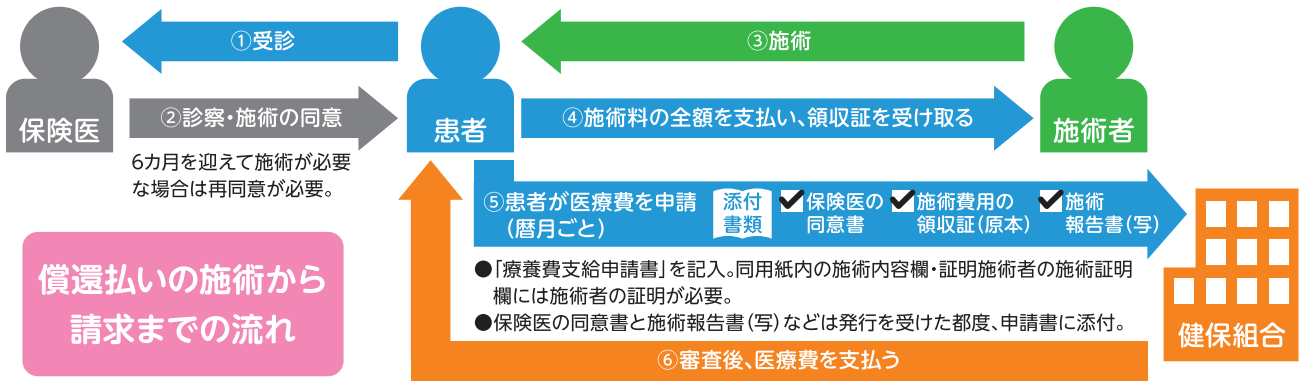


はり・きゅう、あんま・マッサージの 支払いと給付方法が変わります!!

過去2年の施術歴を 目安に個別案内

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術を受けた場合、これまで窓口で施術費の3割(2割)のみを支払えばよい「現物給付」としていました。
今後、当健康保険組合では、6月以降の施術分から施術所の窓口で施術料の全額をいったん支払っていただき、健康保険組合へ「療養費」の支給申請を行う「償還払い」の方法に変更することとし、過去2年を目安に施術歴のある方については、個別にご案内いたします。

償還払いとは → 患者が施術所で全額支払った後、健康保険組合へ療養費を申請



償還払いの施術から
請求までの流れ

保険適用となる施術に必要な保険医の同意・再同意の再ポイント

- 1 医療機関の保険医(主治の医師)の診察が必要です。
- 2 同意書(文書)の交付が必要です。
- 3 同意書に基づく医療費の支給が可能な期間は6カ月です。
あんま・マッサージ・指圧の変形徒手矯正術については1カ月です。
- 4 施術期間が6カ月を過ぎた場合、再同意書(文書)の交付が必要です。
※保険医の再同意にあたり、施術者は「施術報告書」を作成し、保険医へ施術の内容や患者の状態などを伝えることになっています。

保険医の同意のある期間に受けた施術であっても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により「保険適用と認められない」と判断した場合は、施術料の全額について自費となります。

保険適用となる疾病・症状

はり・きゅう施術 保険適用となる疾病

対象となる主な疾病

- 神経痛 (けいねんしゅうこうぐん)
- 頸腕症候群 (けいわんしゅうこうぐん)
- 腰痛症 (けいようしん)
- リウマチ
- 五十肩 (いそかた)
- 頸椎捻挫後遺症 (けいついねんそごういしやう)

※神経痛・リウマチなどと同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては上記以外でも認められることがあります。

主に上記6疾病であり、慢性病で保険医による適当な治療手段がない場合に限り保険適用となります。

はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病の治療を医療機関で行っている場合は対象外となります。

あんま・マッサージ・指圧施術 保険適用となる症状

対象となる主な症状

- 筋麻痺 (きんしび)
- 筋萎縮 (きんいしやく)
- 関節拘縮 (かんせつこうしゆく)

など

※ただし、可動域の拡大など、症状の改善を目的とすること。

医療上、マッサージを必要とする症状に限り保険適用となります。

同一疾病により、医療機関で医療上のマッサージを行っている場合は対象外となります。

● 保険医が交付する施術への「同意書」が必要です。 ● 疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は対象外となります。